

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 耐震診断の結果の公表に係る国土交通省令を定めるに当たつての配慮 (第九条第二項関係)

耐震診断の結果の公表に係る国土交通省令を定めるに当たつては、建築物の利用者、民間事業者及び地域経済に与える影響に十分に配慮するものとする。

第二 耐震診断に対する財政支援の拡充 (第十条第三項及び第四項関係)

一 都道府県は、第七条第一号に掲げる建築物に係る耐震診断の実施に伴う当該建築物の所有者の経済的負担の軽減を図るため、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用の助成その他の必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならないこと。

二 国は、要安全確認計画記載建築物に係る耐震診断の実施に伴う当該要安全確認計画記載建築物の所有者の経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において、第七条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用の助成その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第三 建築物の地震に対する安全性に係る認定を受けている旨の表示に係る国土交通省令を定めるに当たつての配慮 (第二十二条第四項関係)

建築物の地震に対する安全性に係る認定を受けている旨の表示に係る国土交通省令を定めるに当たっては、建築物の利用者の選択に混乱を生じさせることのないよう十分に配慮するものとする。

#### 第四 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。